

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成27年8月6日(木)午後3時45分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第3・4会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻になりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

開会にあたりまして、乾会長からごあいさつをいただくところではございますが、本日急用のため、ご欠席でございますので、清水副会長からごあいさつを申し上げます。

清水副会長 (あいさつ)

司 会 本日の出席状況でございますが、評議員定数51名、現在員数46名、本日の出席者27名、書面による出席15名、出席者合計42名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第7項の規定によりまして、本会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、新たに、ご出席いただいております評議員の皆様をご紹介申し上げます。

中央区社会福祉協議会会長の浦野皖次評議員でございます。

大阪市会民生保健委員長の高野伸生評議員でございます。

大阪市福祉担当課長会幹事長の三宅久美子評議員でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきますが、先日、本日ご審議いただきます議案書を送付させていただいた際、大阪市が公募している介護予防ポイント事業の管理業務受託事業者について調整中である旨、ご報告させていただきましたが、8月4日に受託事業者として決定されましたので、追加案件としてご審議をお願いいたしたく存じますので、よろしく願い申し上げます。

(資料確認)

それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第6項の規定により、その都度選任することになっております。こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を都島区社会福祉協議会の中辻会長をお願いいたします。中辻会長様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

中辻議長 都島区社協の中辻でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、福島区社会福祉協議会会長の吉崎評議員と、大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉評議員にお願いします。

どうぞよろしく願いいたします。

＜第1号議案＞ 大阪市ボランティア活動振興基金の新規助成事業（案）について

中辻議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案の大阪市ボランティア活動振興基金の新規助成事業（案）について、事務局から説明してください。

脇坂副所長 ボランティア・市民活動センター副所長の脇坂でございます。

第1号議案、大阪市ボランティア活動振興基金の新規助成事業(案)について説明させていただきます。

大阪市におきましては、少子高齢化の急速な進行や認知症高齢者の増加、社会的孤立や生活困窮者の問題など、地域福祉課題が複雑化・多様化・深刻化しております。なかでも、団塊の世代が後期高齢者となります、いわゆる「2025年問題」につきましては、厚生労働省におきましても、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築を推進しているところでございます。

これらの状況に備える一端といたしまして、福祉ボランティア活動は不可欠で、ますます重要なものとなり、活動を推進するボランティアの養成は喫緊の課題でございます。

これまで、ボランティア活動振興基金では、大阪市との取決めにより、基金運用益のみを財源として、毎年、複数区での活動を展開するグループに「ボランティア活動促進事業」として、平成26年度実績として、約62団体、複数団体が協働でおこなう「地域福祉・市民活動協働推進事業」として、同じく8団体、「地域福祉的な非営利法人支援事業」として、同じく3団体、「調査研究支援事業」として同じく3団体など、助成を行ってまいりました。

しかし、近年の運用収益は、1,300万円ほどで、過去の運用収益の最大時の63%ほどになっており、金利が低迷する現在におきましては、財源、活用方法等にも限界がございますので、今後10年を目途に集中的に福祉ボランティア活動を拡大していくためには、基金の原資を取り崩し、それを財源として、充実を図ってまいりたいと考えております。

本日、ご審議いただきます新規助成事業につきましては、大阪市ボランティア活動振興基金運営委員会のもとに、ボランティア活動中間支援団体、ボランティア、NPO活動の実践者、学識経験者、区社協関係者などからなる作業部会を設置し、平成26年12月から議論を重ね、運営委員会において、案としてまとめたものでございます。

資料1の3ページを参照ください。

新規事業では、大きく3本の柱をかかげております。

1つは、ボランティア自身が担い手を育成することができるような「リーダー育成」、2つは、社会参加・活動がしにくい方々や、未来を担う世代が「活動に参加しやすいしくみづくり」、3つは、「ボランティア活動の拡大」を図るものでございます。

具体的方策につきまして、申しあげます。

資料1の4頁、新規助成事業要領（案）をご覧ください。

「リーダー育成」は、2事業です。

①「企業等が中心となって行う福祉ボランティア活動団体育成支援事業」ですが、企業等が中心となって、地域（区域など）で、住民の交流のきっかけとなる福祉ボランティア活動に、地域住民の参画を得て取り組む団体の育成支援を行います。

近年、企業の社会貢献担当が、地域の方々と交流を進めたいという願望はあるものの、なかなか実行できないという声があります。そのきっかけを支援していくものでございます。先駆的には、中央区において、平成11年に「中央区フィランソロピー懇談会」という団体が発足しております。これには、15ほどの企業を中心に活動を展開し、企業の専門性をいかして、地域社協において、植木の植え方、ハンドケアのやり方、金融トラブルにかからないためになどの、出前講座をはじめ、地域福祉フォーラムやチャリティ・フェスティバルなどにも参加し、友好活動を通じて、地域の方々と連携を取っておられます。

このような活動を今後、全市的に進めるため、リーダーの育成、団体立ち上げの支援、事業支援を行っていくものでございます。今年度は、最大助成件数10団体、250万円でございます。

②「サロン運営者養成支援事業」は、地域における、特に高齢者などが集い、語り合う、サロン、集いの場の重要性はすでにご案内のとおりでございます。この支援事業では、その運営を行う運営者の育成のための講座・研修会等の開催支援を行います。最大助成団体数は5団体、100万円でございます。

「活動に参加しやすいしくみづくり」は、3事業でございます。

とおし番号の③「社会参加システムの構築支援事業」では、社会参加しづらい人、具体的には、妊産婦、知的や精神障がい、引きこもりなど、社会とつながりにくいが、活動への参加や就労を希望する方々に、パソコンや携帯電話などで、情報提供をするネットワークシステムを構築していくものです。システムの構築のため、助成団体数は1団体、318万円でございます。

④「社会参加の空間整備支援事業」は、②のサロン活動の運営者に対して、空間を提供していただくもので、一般には、認知症カフェ、障がい者の集い、親の会などをボランティアといっしょに開催することをめざすものです。

たとえば、社会福祉法人の社会福祉施設による社会貢献活動として、施設の一角を地域の方々に開放する日を設け、地域の皆さんと協働で定期的な開催をする、また一人暮らしをしているが、自宅の一室を開放し、集う場を提供するなど、地域福祉課題の解決を目的とした、居場所づくりの開催支援を行うものです。最大助成団体数は、30団体、6千150万円でございます。

⑤「学生の福祉ボランティア活動支援事業」は、未来を担う世代を対象に、学校外での活動として、サービ斯拉ーニングというものがございますが、この手法を取り入れるなど、福祉ボランティア活動を行う学生で構成された「ボランティアクラブ」等を支援するものです。

たとえば、高齢者や障がい者の施設を訪問し、交流を定期的に行う。保育所・保育園で子ども達との交流を図るなど、学校が認知したもので、地域の住民の方々や小学生等の参画などを得て取り組む活動への支援となります。最大助成団体数は、10団体、300万円でございます。

「ボランティア活動の拡大」は、3事業です。

「災害発生時のボランティア活動に対応できる基盤整備」として、2つござい

脇坂副所長 まして、⑥では、災害ボランティアセンターを開設した場合、運営スタッフとして活動できる技術を身につけたボランティアリーダーを育成し、さらに組織化を目的とした講座・研修会等の開催を支援します。最大助成団体数は、30 団体、300 万円でございます。

⑦は、災害ボランティアセンター開設時に、初動期において、ボランティアが使用する機材備品の整備を支援します。これは 24 区社協を対象に、2 千 400 万円でございます。

⑧は、各区においては、子育て支援、高齢者・障がい者支援など、地域において対応すべき課題の優先順位が異なる状況もあり、現場のニーズに応じた取組みに対して助成するものです。24 区 35 事業を対象に、3 千万円でございます。

以上、新規助成事業の総額は、1 億 2 千 818 万円でございます。

これらの支援期間としては、3 頁の下段に示していますように、2015 年から、2019 年を「基盤形成期」、2020 年から、2024 年を「移行期」として、ボランティアの主体的な活動を推進していき、2025 年からは、「発展期」として、ボランティアリーダーを中心とした市民参加の活動展開を目指しつつ、市社協としても引き続き支援をしてまいります。

なお、本日、新規助成事業（案）につきまして、ご承認をいただきましたら、8 月中旬に公開、9 月にかけて応募受付、11 月中旬に審査、12 月下旬に交付の予定としております。

以上、大阪市ボランティア活動振興基金 新規助成事業（案）について、ご説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

中辻議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問等、ございませんか。
ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 2 号議案＞ 介護予防ポイント事業に係る管理業務の受託実施（案）について

中辻議長 続きまして、第 2 号議案の介護予防ポイント事業に係る管理業務の受託実施（案）について、事務局から説明してください。

中川課長 地域福祉課長の中川でございます。

第 2 号議案につきまして、ご説明、提案をさせていただきます。

資料 2 をご覧ください。

この度、大阪市において、元気な高齢者を対象に、施設等における要介護者に対する介護支援活動を通じて、ご本人の介護予防につなげ、生きがいつくり、社会参加を促進するとともに、活動実績によりポイントがたまり、ポイント数に応じて換金できる「介護予防ポイント事業」が実施されることになりました。

事業実施の流れは、資料 2 の 4 頁、別紙 1 のとおりでございますが、65 歳以上の参加登録者が、受入施設としてご協力いただく施設などで介護補助、利用者の話し合い手、レクリエーションの補助などの活動を、1 日 30 分以上 2 時間未満行

中川課長 った場合に1ポイント、2時間以上行った場合には2ポイントが付与され、1ポイント100円換算で換金できるというものです。

交換は平年で80ポイント(8,000円)まで、今年度については年度途中からの開始ですので、20ポイント(2,000円)が上限となっています。

活動場所については、市内に約1,900か所ある「特別養護老人ホーム」、「老人保健施設」や「デイサービス」などの介護保険施設で、活動者の受入れにご協力いただける施設です。

管理業務の受託事業者となる本会は、別紙1の左下、赤で□囲みをしている管理機関のところ、また資料2の1~2頁にありますように、参加登録者や受入施設・事業所の受付・登録・情報管理、参加希望者の研修などのほか、ポイントの管理に係る事務などの業務を担っていくこととなります。

資料2の2頁ですが、契約期間は平成27年8月10日から平成28年3月31日まで、委託料については、13,589,856円でございます。

介護予防ポイント事業については、高齢者の経験・能力を生かした地域社会の構築、地域コミュニティの再生、地域づくりにつながる事業で、本会には、各区で地域福祉を推進する区社協や社会福祉施設などとのネットワークがあり、事業の趣旨・目的に沿って有効に展開できます。

本会におきましては、自立した法人運営を行っていく取組みの一環として、事業計画や中期経営計画などにおいても、公募事業や施設の指定管理者募集で、地域福祉の推進に相応しいものについては、積極的に応募していく方針を打ち出しているところでありますが、このようなことから、受託事業者に応募することとしまして、7月30日付で大阪市に応募書類を提出しました。

資料2の5頁、別紙2は、大阪市から8月4日付けで届いた、本会を委託予定法人として決定した旨の選定結果通知の(写)でございます。

今後は、10月1日から参加希望者登録時研修登録開始ができるよう準備を行ってまいります。

資料2の7頁、別紙3として、厚生労働省老健局長の各都道府県知事あて通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の(写)と、8頁、「ガイドライン」の概要版の抜粋を添付していますが、これは、生活支援、介護予防サービスの充実に向けて、市町村の参考のため具体的な取組み例が取りまとめられたものでございます。

資料2の8頁をご覧ください。赤で□囲みをしている部分に記載されていますように、ボランティアポイント制度は、介護保険における地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能とされており、既に他の自治体で先駆的に実施されているところもあります。

具体的には資料2の3頁にもありますように、全国の209の市・町、指定都市では横浜市、札幌市など11の指定都市で実施されており、そのうち9市が事業委託、大半(8市)が各都市の市社協が受託していますので、ご参考までに報告しておきます。

第2号議案の介護予防ポイント事業の管理業務の受託実施(案)については以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

中辻議長 　ただ今の説明について、ご意見・ご質問等、ございませんか。

山田(裕)議員 　この介護予防ポイント事業の原資は、厚生労働省からですか、それとも大阪市単独ものですか。

中川課長 　介護保険の財源で運営される事業であると思います。大阪市がその財源を活用して、この事業を展開されると理解しております。

中辻議長 　他にご質問ないようでしたら、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第2号議案は原案どおり決定されました。

＜第3号議案＞ 平成27年度補正予算（案）について

中辻議長 　続きまして、第3号議案の平成27年度補正予算（案）について、事務局から説明してください。

輪違局長 　事務局長の輪違でございます。

第2号議案でご承認いただきました、介護予防ポイント事業の管理業務受託に伴う補正予算につきまして、本日合わせてご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、第3号議案、平成27年度2次補正予算（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、相談支援サポートセンター事業、介護予防ポイント事業、ボランティア活動振興基金事業の3つの事業会計につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、資料3の1頁、平成27年度2次補正収支予算書（総括表）の内容につきまして、資料3〔別紙〕、平成27年度2次補正予算（案）の概要についての表でご説明いたします。

今回補正額につきましては、収入は、表の上段項目部分、右から二つ目の今回補正額、網掛け下の最上段、事業活動収入が1,778万1千円の増額、その2段下、その他の活動収入が1億3,831万円の増額、支出は、表の中段項目部分の最上段、事業活動支出が1億4,997万3千円の増額、その下、施設整備等支出が611万8千円の増額でございます。

この結果、補正後の収入額は、表の上段項目部分、右端の補正後予算額、網掛け下の最上段、事業活動収入が50億6,173万3千円、その2段下のその他の活動収入が10億2,247万4千円、合計いたしますと、60億8,420万7千円とあいなります。

補正後の支出額は、表の中段項目部分の最上段、事業活動支出が53億1,061万5千円、その下、施設整備等支出が611万8千円、その下、その他の活動支出が7億9,105万2千円、その下、予備費支出が1,000万円、合計いたしますと、61億1,778万5千円でございます。

これによりまして、表の下段部分、網掛け下の当期資金収支差額は、マイナス3,357万8千円となり、前期末支払資金残高5億3,079万円と合わせますと、最下

輪違局長 段右の当期末支払資金残高は4億9,721万2千円とあいなる次第でございます。

次に、サービス区分ごとに説明させていただきます。

補正予算書案では、2頁から4頁に掲載しておりますが、同じく資料3〔別紙〕により説明させていただきます。

1 相談支援サポートセンター事業をご覧ください。

平成25年12月に市民から遺言公正証書により、「大阪市成年後見支援センターの運営等に利用すること」を目的に本会善意銀行に寄贈された19,968,389円のうち、今年度は419万1千円について補正をお願いするものでございます。(1)の主な収入に記載のとおり、事業活動収入の助成金収入として419万1千円の増、

(2)の主な支出としまして、市民後見人活動の広報啓発事業実施に伴う事業活動支出の事業費支出として91万3千円の増、市民後見人受任調整ソフト作成に伴い施設整備等支出の固定資産取得支出として327万8千円の増となっております。

なお、資料には記載がございませんが、善意銀行事業の助成金支出については、当初予算において予算化されているため、今回補正は行なっておりません。

次に、2 介護予防ポイント事業をご覧ください。

高齢者の介護予防、生きがづくり、社会参加の促進を図ることを目的とした介護予防ポイント事業の管理業務の受託に伴い、補正をお願いするものでございます。

(1)の主な収入に記載のとおり、受託金収入の市受託金収入として1,359万円の増、(2)の主な支出としまして、事業活動支出の人件費支出として622万5千円の増、事業費支出として271万3千円の増、事務費支出として181万2千円の増、登録管理システム開発に伴い施設整備等支出の固定資産取得支出として284万円の増となっております。

最後に、3 ボランティア活動振興基金事業をご覧ください。

大阪市域におけるボランティア・市民活動の推進を図ることを目的とした新規助成事業を実施と既存助成事業の拡充を合わせて、補正をお願いするものでございます。(1)の主な収入に記載のとおり、新規助成事業実施に伴い、ボランティア活動振興基金を一部取り崩し、その他の活動収入の基金積立資産取崩収入として1億3,831万円の増となっております。(2)の主な支出については、ウの助成金支出からご説明いたします。事業活動支出の助成金支出として1億3,246万5千円の増となりますが、内訳といたしまして、新規助成により1億2,818万円の増、そして、既存助成の件数増加により428万5千円の増によるものでございます。また、助成事務に必要となります人件費支出として350万円の増、事業費支出として234万5千円の増となっております。

以上、平成27年度2次補正予算案についてご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

なお、本年5月28日の理事会、評議員会でご承認いただきました、大阪市が実施する要援護者の見守りネットワーク強化ほか、福祉施策充実のための資金として、ボランティア活動振興基金の市税相当分7億6,053万円のうちの5億円の基金取崩し返還につきましては、年内の返還を予定いたしておりますので、ご報告いたします。残りの2億6,053万円につきましては、次年度以降となり、改めてお諮りすることになりますので、よろしく願いいたします。

中辻議長 　ただ今の説明について、ご意見・ご質問等、ございませんか。
ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第3号議案は原案どおり決定されました。

<第4号議案> 理事の選任（補充）について

中辻議長 　続きまして、第4号議案の理事の選任（補充）について、事務局から説明してください。

壺阪専務 　専務理事の壺阪でございます。

第4号議案 理事の選任について、ご説明申し上げます。

それでは、お手元にお配りしております資料4をご覧くださいと存じます。

区社会福祉協議会の代表者区分におきまして、北区社会福祉協議会の高谷 正会長のご退任に伴いまして1名欠員が生じていることから、後任には、城東区社会福祉協議会の伊東允二会長にご就任をお願いしたいと存じます。

任期につきましては、平成27年8月7日から、現任期の残任期間であります平成29年6月2日まででございます。

以上、第4号議案理事の選任（補充）につきまして、説明させていただきました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

中辻議長 　ただ今の説明について、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

予定の議案は、以上ですが、その他で、報告をお願いします。

真鍋課長 　総務課長の真鍋でございます。

本日、午後1時15分から理事会が開催され、経理規程の一部改正について審議され、承認されましたので、ご報告いたします。

資料5をご覧ください。

介護予防ポイント事業に係る管理業務の受託実施につきましては、本評議員会におきましても第2号議案で承認されたところでございますが、事業受託に伴い、経理規程第6条第4項、第13号に「介護予防ポイント事業サービス区分」を追加することが承認されました。

また、お手元に募集要領を配付しておりますが、平成28年4月1日採用予定の職員採用試験の実施につきまして、書面にてご報告させていただいておりますが、7月25日（土）に1次試験を実施し、41名が受験しました。今後は1次合格者を対象といたしまして、8月25日（火）、2次試験を実施する予定でございます。

以上、2点ご報告させていただきました。

中辻議長 　ただ今の報告につきまして、ご質問はございませんか。

ないようでございますので、ここで議長役を終わらせていただきます。ご協力を頂きまして、ありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。